

森林整備（造林事業請負）入札説明書

分任支出負担行為担当官
屋久島森林管理署長

屋久島森林管理署の造林事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 競争入札に付する事業の概要

入札公告のとおりとする。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告のとおりとする。

3. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、入札公告の2に掲げる競争入札に参加する資格を有することを証明するために、分任支出負担行為担当官あてに「競争参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）及び、「競争参加資格確認資料」（以下「資料」という。）を入札公告に示す期日までに提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(2) 競争参加資格の確認に必要な書類の様式については、本説明書に示すほか九州森林管理局ホームページに掲載している「造林事業及び素材生産事業の入札に関する事項」（http://www.rinya.maf.go.jp/kyusyu/kouhyou/zourin_sozaiseisan/index.html）からダウンロードすることができる。

(3) 申請書は、別紙様式1により作成すること。

(4) 資料は、次に従い作成すること。ただし、事業の実績については、事業が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

ア 全省庁統一資格

「役務の提供等（その他）」の全省庁統一資格確認通知書の写し。

ウ 共同事業体結成協定書

共同事業体を結成し入札に参加する場合は、その共同事業体の名称、共同事業体の代表者氏名及びその構成員が判る協定書等を提出すること。

エ 同種事業の実績

入札公告の2（6）に掲げる資格があることを判断できる当該事業と同種の事業（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐II類、枝打、保育間伐（本数調整伐を含む。）及び、衛生伐等の造林事業をいう。以下「同種事業」という。）の実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請けに係る実績も含む。以下に同じ）を別紙様式2に記載すること。

なお、自己山林に関する同種事業の実績についても実績として評価することとする。その場合、発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、自己山林実績数量と都道府県の造林補助事業における標準単価及び地元の森林組合等からの聞き取り数値などにより算定すること。

また、同種事業について、公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）による事業成績評定を受けた事業がある場合は、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点を別紙様式3に記載し、合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

オ 配置予定技術者（現場代理人）の同種事業の経験

入札公告の2（7）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者（現場代理人）の会社名、同種事業の経験等を別紙様式4に記載すること。

なお、技術者（現場代理人（技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む。））は、同種事業に年間少なくとも1回以上従事し、かつ、通算で3年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。ただし、従事期間は連続する3年である必要はないものとする。

カ 配置予定従事者の社会保険等加入及び技能等の状況

配置予定の従業員（現場代理人及び作業員）の社会保険等（健康保険、年金保険、雇用保険）への加入状況及び配置予定の技能者の資格等を別紙様式5に配置予定従事者別に記載すること。また、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。なお、保険加入状況を証明する資料については、被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したもの添付すること。

キ 契約書の写し

上記アの同種事業の実績及び上記イの配置予定技術者（現場代理人）の同種事業の経験は、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容（同種事業の実績及び技術者の経験）が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

ク 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況について、「作業安全規範（個別規範）チェックシート（林業個別事業者向け）」（別紙様式6）に記入すること。個別規範の内容に係る詳細については、「作業安全規範（個別規範）解説資料（林業個別事業者向け）」を必要に応じて参照のこと。

ケ 添付書類の省略

当該年度内の初回の入札公告において提出した添付書類については、内容に異同がなく、提出先が同じ署等に限り、当該年度内の2回目以降の入札から、「提出添付書類一覧」（別紙様式1の1）に必要事項を記載し提出することで添付書類を省略することができる。（省略する添付書類は入札公告の年度によって対象年度が違ってくることに留意すること）

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の有無について入札公告に定めた期日までに書面により通知する。また、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

4. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 上記3.(5)の通知において、競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して、その認められなかった理由について、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。なお、提出期限、場所及び提出方法は入札公告のとおりとする。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、入札公告に定めた期日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5. 申請書等の提出にあたっての留意事項

- (1) 申請書等の作成説明会は、原則として実施しない。
- (2) 提出書類は、次により電子調達システムにより、PDFファイル形式により送信すること。なお、承諾を得て紙入札による場合は、申請書、資料及び技術提案書とともにそれぞれ1部を提出すること。
- ア 電子調達システムによる場合
- ① 提出期間
令和7年3月28日から令和7年4月16までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- ② 提出方法

電子調達システムの「提案書等提出」画面の提案書等フィールドに添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る）又は電子メール（電子メール送信容量は6MB以内とする。）とし、締切日時までに必着すること。郵送又は電子メールにより提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールにより送付することとし、電子調達システムによる送信との分割は認めない。

また、郵送又は電子メールにより提出する場合は、次の内容を記載した書面（様式は自由とする。）を電子調達システムにより、申請書等として送信すること。

- (ア) 郵送又は電子メールする旨の表示
- (イ) 郵送又は電子メールする書類の目録
- (ウ) 郵送又は電子メールする書類のページ数
- (エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送又は電子メールの場合の送付先は、次のとおりとする。

〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房166-5
屋久島森林管理署 総務グループ
電話 0997-46-2111
メールアドレス：E-mail:ky-yakushima@maff.go.jp

イ 紙入札方式による場合

- ① 受付期間：令和7年3月28日から令和7年4月16日までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- ② 受付場所：〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房166-5
屋久島森林管理署 総務グループ

- (3) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申請書等が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものとみなす。
- (5) 提出された申請書等は、返却しない。
- (6) 申請書等のヒヤリングは、原則として実施しない。
- (7) 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者（現場代理人）等に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においては、この限りではない。
- (8) 申請書等に虚偽の記載をした場合その他入札に関する条件に違反した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことができる。
- (9) 申請書等の作成に関する手続きについての問合せには応じるが、記載する内容等の問合せには一切応じない。

6. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業の履行期間の延期は行わない。

- (1) 提出を求める資料等

- ア 当該価格で入札した理由
- イ 積算内訳書
- ウ 手持ち事業の状況
- エ 手持ち資材の状況
- オ 資材購入先一覧
- カ 手持ち機械の状況
- キ 労務者等の具体的供給見通し
- ク 過去に受注した同種の事業名及び発注者

- ケ 信用状況の確認
- コ その他必要な事項

(2) 説明資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。

なお、追加資料を提出する場合で、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とし、指名停止等措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(3) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該事業の成績評定にて厳格に反映するとともに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

7. 入札及び開札の日時及び場所

入札公告のとおりとする。

8. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

9. 入札及び開札

- (1) 入札は電子調達システムにより行う。なお、承諾を得て紙入札による場合は、入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し直接提出しなければならない。ただし、郵便入札を当発注機関が入札公告によって認めた場合のみ書留郵便に限り認める。電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
- (3) 入札する金額の単位は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告のとおりとする。
- (5) 承諾を得て紙入札により代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示、並びに当該代理人氏名を記名（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておかなければならない。
- (6) 承諾を得て紙入札による場合の入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「何月何日開札、（入札物件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合（当発注機関が公告又は案内によって書留郵便入札を認めた場合のみ）は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（入札物件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (7) 競争参加者、又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (10) 分任支出負担行為担当官は、競争参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (11) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があったときは、その端数を切捨てた金額）をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (12) 競争参加者の入札金額は、契約者購入とされる物品の価格のほか、輸送費、保険料、関税、役務費等の一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前払金の有無、前払金の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (14) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、立会官を立会わせて行う。紙による入札の場合は競争参加者又はその代理人が立会い行うものとする。なお、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (15) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び、上記（14）の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (16) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (17) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の「競争参加資格確認通知書」の写しを持参すること。
なお、「競争参加資格確認通知書」の写しを提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、分任支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (19) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (20) 競争参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (21) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行ふこともあるため、再度入札を希望する入札者で、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。その他の場合にあっては分任支出負担行為担当官が定める日時において入札をする。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。なお、郵送による入札者については、引き続き再度の入札を行うこととなった場合、参加できないことをあらかじめ了解の上入札を行うこと。
- (22) 入札執行回数は原則 2 回とし、最高でも 3 回を限度とする。
- (23) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙 1）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出書をもってこれに同意したものとする。

10. 事業費内訳書の提出

- (1) 入札物件の第 1 回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を入札書とともに提出すること。なお、事業費内訳書の標準例は、別添 1 「事業費内訳書（例）」のとおり。
- (2) 提出された事業費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 提出された事業費内訳書について、分任支出負担行為担当官が説明を求めることがある。

11. 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札金額、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (4) 請負に付される事業名に重大な誤りのある入札書

- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (6) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (7) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (8) 入札公告に示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書（郵便入札の場合）
- (9) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札書
- (10) 入札物件の第1回目の入札に際し、事業費内訳書の提出がなかった入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

12. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 上記(2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 分任支出負担行為担当官は、下記15.(3)に記した調査を行った場合、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者が分任支出負担行為担当官の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

13. 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方として決定した日から7日を目安として、分任支出負担行為担当官が定める期日までに契約を締結することとし、この事業の入札公告と併せて示した契約書案による契約書の取り交わしをするものとする。
なお、契約の相手方が遠隔地にある等、特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに、分任支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名して押印するものとする。
- (3) 上記(2)の場合において、分任支出負担行為担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

14. 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおりとする。

15. 事業成績評定の実施

請負金額が、500万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け林国業第244号林野庁長官通知）に基づき事業成績評定を実施するものとする。なお、受注者が事業実行中、技術改革等に関する取組みを実施した場合は、様式5-①「技術改革等に関する取組みの実施状況」を提出することができる。なお、具体的な内容の説明資料として写真等を添付すること。

16. その他必要な事項

- (1) 分任支出負担行為担当官の官職及び氏名は、入札公告等のとおりとする。
- (2) 本件申請等に関する問合せ先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 落札者は、上記3(4)才及びカの資料に記載した配置予定の技術者（現場代理人）及び技能者を当該事業に配置すること。
- (4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

以上